

「暮らしに関する手続き」や「金銭管理」に不安のある方へ

成年後見制度

任意後見制度・てるぼサポート（福祉サービス利用援助事業）

あなた や、家族・お知り合い で

困りごと や 心配なこと はありませんか？



書類の手続きがよくわからない

お金のやりくりがうまくできない

銀行でお金をおろすことができない

悪い人に騙されたらどうしよう

必要な福祉サービスを契約したい

印鑑や通帳を失くしてしまうことがある

相続の手続きを進めることができない

市川市後見支援センターでは、

認知症・知的障がい・精神障がいなどが原因で、

判断能力に不安がある方の暮らしについて、

相談対応をしています



社会福祉法人 市川市社会福祉協議会

市川市後見支援センター

コラム① 誰にでもおこりうる“暮らしの問題”

“判断能力に不安がある方”は“特別な問題がある方”ではありません。

現在、65歳以上の約16%が認知症であると推計され、80歳代後半では男性の35%、女性の44%、95歳を過ぎると男性の51%、女性の84%が認知症であるとされています。

また、内閣府からは、現在、知的障がい者は約108万人、精神障がい者は約392万人と発表されています。

核家族化が進み、1人暮らし世帯や高齢者世帯も多い中、こうした方々が、暮らしに必要な手続きや契約を1人で行うことは難しく、不利益を生じてしまう場合もあります。そのような時、こうした方々を守るために2つの仕組み(本人に代わって成年後見人等が契約や手続きを行う「**成年後見制度**」と、**本人と市川市社会福祉協議会が契約し、本人の暮らしを支援する「てるぼサポート**」)があります。

両制度とも、特別な方のための制度ではなく、誰にでも“身近に起こりうる暮らしの問題”を支えていくための制度です。

Q 成年後見制度とは？

A 「成年後見制度」とは、認知症、精神障がい、知的障がいなどによって、手続きや契約の際の“判断すること”に不安や心配がある方に対して、「成年後見人等」が、本人と相談しながら、契約や手続きのお手伝い(代理を含む)をする制度です。



福祉サービスの利用の仕方や
手続きがわからない…



私(成年後見人等)が
本人の気持ちを確認しながら
手続きや支払いのお手伝いをします

A 成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの種類があります

任意後見制度

判断能力があるうちに、判断能力が低下した時に備え、ご本人が自ら選んだ人(任意後見人候補者)に、代わりにしてもらいたいことを決めておく制度です。

法定後見制度

法定後見制度 判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって、いろいろな契約や手続きのお手伝いをする人(成年後見人等)が選ばれる制度です。

※ その他、親権者が不在となった未成年者を法律的に保護し、支えるための**未成年後見制度**があります。

Q 「成年後見人等」は、何をしてくれるの？

A 成年後見人等は、「代理権」「同意権・取消権」を用いて、＜金銭管理＞や＜本人の暮らしを維持していくために必要な契約や手続き＞を行います。

認知症や障がいの程度によって、成年後見人等にお手伝いしてもらえることは変わります。また、成年後見人等ではできないこともあります。

どんなことに困っていて、成年後見人等にどんなことをお手伝いしてもらいたいのか、事前に確認・整理しておくことが大切です。

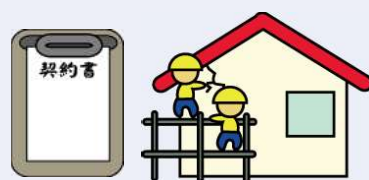
A 成年後見人等がお手伝いできること



・介護保険制度（サービス）や障がい福祉サービス、その他のサービスの契約や手続き・支払い



・暮らしに関する書類の確認や申し込み
・保険料や税金などの支払い



・本人がよくわからないまま行った高額な契約の取り消し



・通帳の管理、お金の出し入れ・支払い



・病院の入院手続き・支払い
・施設への入所の手続き・支払い
・施設等への改善の申し入れ



これらのお手伝いを適切に行なうために、定期的に訪問するなどして、本人の状況を把握します。

成年後見人等の役割は、必要な福祉サービスや医療等を手配し、その手続きや支払いをお手伝いすることです。

どの程度お手伝いをするのかは、本人の意向や状況等を踏まえ、話し合いをして決めていきます。



一方で、成年後見人等は、連帯保証人、手術や延命措置といった医療行為の同意、養子縁組、結婚・離婚をするといった行為等については、成年後見人として行うことはできません。

また、本人が日常生活を行う上で購入したものは、同意権・取消権を用いて取り消すことはできません。



Q 「成年後見人等」はどんな人に必要？

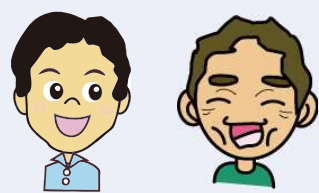
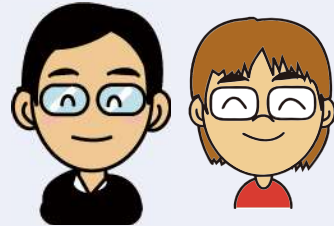
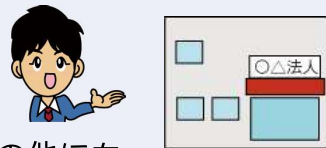
A 成年後見人等は、認知症、知的障がい、精神障がいの方など、判断能力が不十分な方をサポートします。
判断能力は、認知症や障がいの状況によって、3つの類型に分かれます。

<h3>後見</h3> <p>多くの手続き・契約などを一人で決めることが難しい方</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・話を理解することが難しい ・何を話したか忘れてしまう 	<h3>保佐</h3> <p>重要な手続き・契約などを一人で決めることが心配な方</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・話は何となくわかるが、理解できないことも多い 	<h3>補助</h3> <p>重要な手続き・契約の中で一人で決めることに心配がある方</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・多くのことは理解できるが、大切な部分は手伝ってほしい
---	--	--

- ※ 「成年後見人」「保佐人」「補助人」を合わせて「成年後見人等」と呼びます
- ※ **本人が、どこに該当するのは、医師の診断書などをもとに家庭裁判所が決めます。**

Q どんな人が「成年後見人等」になれるの？

A 「親族」や「専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）」などが裁判所より選ばれます

 <p>親族</p>	 <p>専門職</p>	 <p>その他にも、法人や市民後見人などが選任される場合もあります</p>
---	--	--

- ※ 誰が「成年後見人等」になるのかは、本人の希望や状況、家族や福祉関係者の意見を参考に、家庭裁判所が決めます
- ※ 希望する人がいない場合は、家庭裁判所に任せることができます

(申立て後、審判書が届いてから2週間以内に不服申し立てがされない場合、後見等開始審判の法的効力が確定します。 ※ 誰を成年後見人等に選任するかという点については、不服申し立てをすることができません)

コラム② 成年後見人等は親族のための制度ではありません

【事例】

認知症の父の後見人に、息子である私になりたいと考えています。現在、父は1人暮らしですが、在宅での暮らしを継続することに、私たち家族は不安があります。そのため、私の後見人に選任された後は、老人ホームへの入居手続きを早急に進めようと思っています。

その後、父の自宅は売却し、必要経費以外で金額が残りそうであれば、私たち家族（推定相続人）で今のうちに分けておき、何かの時に使えるよう備えておきたいと思っています。

ちょっとまって!!

- ・お父さん自身は、どこで暮らしたい？
- ・自宅売却は、誰の意思？ 必要性は？
- ・お父さんの財産はお父さんの暮らしに使われている？
- ② 息子、まだ相続人ではない!



大原則として、本人の暮らし方（お金の使い方や生き方）を決めるのは本人であり、成年後見人等ではありません。本人の意思を最大限尊重し、その結果、暮らしに支障がある場合には、必要なサポートを行うことが、成年後見人等の役割です。

また成年後見人等は、本人の大切な財産を守り、どのようにお金を使うのかをお手伝いします。それは、使いすぎず・節約しすぎず、家族や親族の都合ではなく、「本人の安全」を護りながら、「本人の財産」を「本人の暮らしのために」「本人が使う」ことを、お手伝いするものです。

選任された成年後見人等は、本人や、本人に関わる福祉関係者の意見も参考にしながら、本人が「安心して暮らしていくこと」を、本人の立場に立って支援していきます。

※ 成年後見人等の仕事として、「本人の生活状況」「成年後見人等が本人のために行った行為」、「本人の財産の収支決算状況」…等について、家庭裁判所への定期報告が必要です。

Q 誰が、申立てを行うことができますか？

A 成年後見制度を申し込みすることを“申立て”と言います。

成年後見制度を申立てできるのは「本人」「本人の妻や夫」「本人の四親等内の親族」などです。



※ 四親等内の親族は、血族に限らず、姻族でも可能です。

※ 成年後見制度を申立てする必要があるが、誰も申立てできる人がいない場合は、市町村長が申立てします。

Q 「成年後見制度」の申立てに必要なもの

A 主に、以下のものが必要になります。

- 申立書および申立て内容に関すること
- 本人情報に関すること
- 診断書 ※所定のもの
- 登記されていないことの証明書
- 戸籍・親族情報等に関するもの
- 財産・収支・負債等に関するもの
- 福祉・医療等に関するもの
- 後見人等候補者に関するもの
- 申立てに必要な切手・収入印紙

診断書などの提出された書類だけでは本人の判断能力の状況が不明瞭な場合、裁判所が指定した鑑定医の診断を受ける場合もあります
(その場合、鑑定料が別途かかります)

本人が成年被後見人として、以前より登記されていないことを証明するものです。
(発行先)
東京法務局(窓口・郵送) 千葉地方法務局(窓口)

後見人等候補者を裁判所に一任する場合は不要です

類型によって異なります

※ 家庭裁判所ホームページより印刷・ダウンロードが可能です
詳しくは、「申立ての手引き」をご確認ください



申立書一式



申立ての手引き

Q 「申立て」をする費用はかかるの？

A 「申立て」にかかる費用の目安として、10,000円～30,000円くらいかかります
(収入印紙・切手代、診断書作成料、各種書類代など)

※本人の状況や後見・保佐・補助によって変わります
※ 申立て後、裁判所より再度診察(鑑定)の指示が入る場合は、鑑定料(目安として50,000円～100,000円くらい)がかかる場合もあります

A また、弁護士・司法書士等に頼んで、申立ての手続きを依頼することもできます。
(別途費用がかかります)



※市川市後見支援センター(市川市社会福祉協議会)では、「本人」「本人の配偶者」「本人の四親等内の親族」が申立てを行う場合、ご希望により、申立ての「手続き」「流れ」「書類の書き方」等についてアドバイスいたします。

Q どこに「申立て」をするの？

A 本人が実際に住んでいる住所地を管轄する家庭裁判所です。市川市に住民票がある方は、千葉家庭裁判所市川出張所（電話：047-336-3003 住所：市川市鬼高 2-20-20）です。
申立書等の提出は、千葉家庭裁判所市川出張所の場合、持参のほか、郵送でも構いません。

※ 他の家庭裁判所では、「持参のみ」「事前の連絡が必要」など、申立ての方法が変わる場合もありますので、詳細はそれぞれの家庭裁判所にご確認ください。



Q 期間はどのくらいかかるものなの？

A 書類が揃い、裁判所に申立てしてから1～2ヶ月程度が目安です。
申立て後、裁判所の方との面接があります。
書類を揃えるのも時間がかかるので、おおよそ3ヶ月くらいはみてください。



Q 成年後見人等に報酬は支払われるの？

A 後見人等に選任された方は、本人の財産から、裁判所の決めた報酬を受け取ります。
金額は、本人の財産や後見人等の業務内容に応じて、裁判所が決定します。
専門職（第三者）の方だけでなく、親族後見人も、報酬を受け取ることはできます。

市川市では、本人が報酬を負担することが困難である場合、条件が合えば、報酬助成制度を利用することができます。

※報酬助成制度については、実施の有無や条件等は、市区町村によって異なります



Q てるぼサポート(福祉サービス利用援助事業)とは

A 「認知症」「知的障がい」「精神障がい」などにより判断能力に不安がある方が、「財産の管理(日常のお金の出し入れを含む)」や「福祉サービスなどの暮らしの手続き」について、**本人**と**市川市社会福祉協議会**が**契約**を結び、支援を受ける事業です

※「てるぼ」は、**市川市社会福祉協議会**のマスコットキャラクターの名前です



例えば…

お金のやりくりや支払いに自信が無い

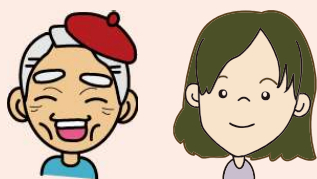


通帳や印鑑のしまった場所を忘れる



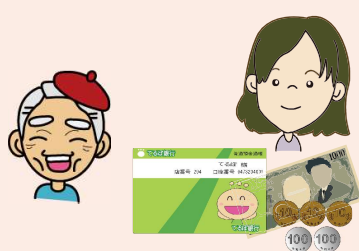
てるぼサポートのサービス内容

福祉サービス利用援助



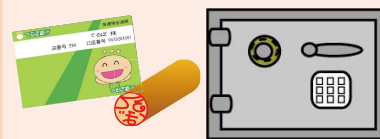
福祉サービスについて、情報をわかりやすく伝え、手続きのお手伝いをします。
※福祉サービスに希望や苦情がある際に、伝えることをお手伝いします

財産管理サービス



通帳等を預かるなどして、口座から日々の生活に必要なお金をおろし、お渡します

財産保全サービス



通帳や実印など大事なものを、銀行の貸金庫で預かります。
※希望者のみ

- ★ サービスは有料です。※生活保護世帯は利用料が免除されます
- ★ 本人の意思に基づき、サービスの内容を決め、「契約」を結びます。
- ★ 「本人に利用意思のない方」「自身のお金の状況や契約内容を理解できない方」「契約を結ぶことができない方」は、この事業を利用することはできません。

ご利用までの流れ

相談受付	社会福祉協議会へのご相談 (困りごとや生活課題の確認)
↓	
訪問・調査	自宅に訪問しての状況確認、事業の説明、 利用意思の確認など（2回以上訪問します）
↓	
審査 (毎月1回開催)	てるぼサポートの契約の可否について、 医師や弁護士などが出席する会議に諮ります ^{はか}
↓	
契約、 支援計画の作成	実際のサービスの内容について、支援計画を 作成し、双方が了承のうえ契約を結びます。
↓	
サービス開始	毎月、決められた日に、生活支援員がご自宅を 訪問し、支援を行います。

相談を受けて、専門員が本人宅を訪問し、本人の意向や契約締結能力等を確認します。

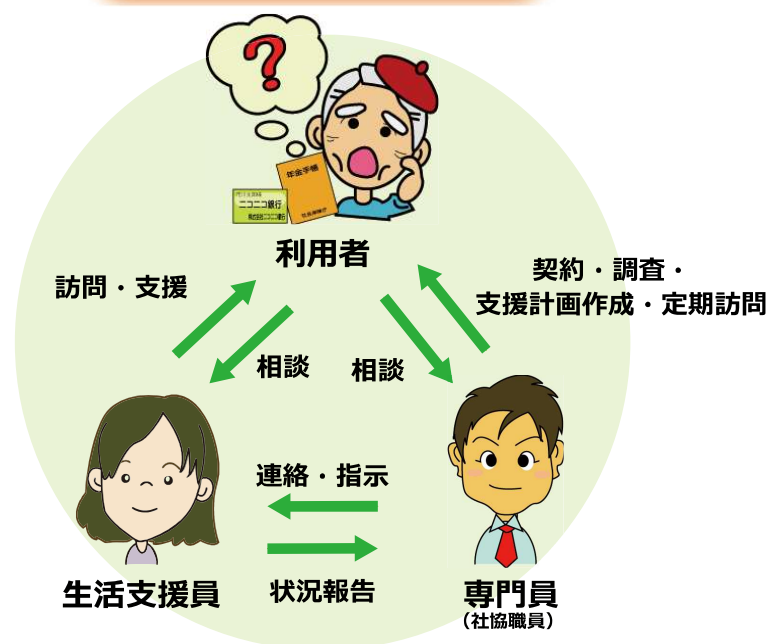
その後審査会を経て、契約書を取り交わし、支援がスタートします。
(初回相談から、支援開始まで約3ヶ月程度かかります)



利用料金は？

月会費	500円
福祉サービス利用援助	1回 1,500円
財産管理サービス	
財産保全サービス (希望者)	月額 500円

お手伝いをする人



てるぼサポート（福祉サービス利用援助事業）は、契約に基づく福祉サービスです。

お問い合わせ

市川市社会福祉協議会 てるぼサポート 047-711-1421

Q 任意後見制度とは？

A 任意後見制度とは、本人が認知症や障がい等で判断能力が不十分になる前に、（自身が）判断能力が不十分になった後に、あらかじめ自分が指定した方（＝任意後見人受任者）に、事前に合意をした契約行為を（合意をした条件で）お願いをする制度です。

例えば…

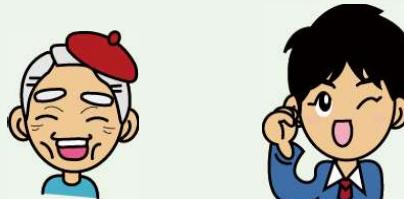
本人



今は判断能力に不安はありません。
今後、もし自分が認知症になったら、

- ・所有している土地を売却し、有料老人ホームの入居契約を行ってほしい
- ・通帳を管理し、毎月の費用の振り込みと、必要な介護保険サービスの契約を行ってほしい

任意後見人（受任者）



- ・本人が元気なうちは、見守りのみを行います。
- ・もし本人が認知症等になったら、事前をお願いされたことを責任をもって行います

【流れ】

任意後見人の受任者とともに「公証役場」にて「任意後見契約」を締結



任意後見人受任者が、本人の判断能力の低下がないかを見守ります。

本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所へ「任意後見監督人選任」の申立て



任意後見監督人の選任後、任意後見人としての職務がスタート

- ※ 任意後見制度は、親族や専門職に限らず、自分の指定した人を受任者にすることができます。
- ※ 葬儀など本人の死後のことについては、「任意後見契約」とは別に「死後事務委任契約」を結ぶ必要があります
- ※ 任意後見人に＜同意権・取消権＞はありません

任意後見制度の窓口は公証役場です

市川公証人合同役場

住所：市川市八幡 3-8-18（メゾン本八幡ビル 205）

電話：047(321)0665





成年後見制度・権利擁護に関する関係機関の連絡先

家庭裁判所

名称	内容	所在地	電話番号
千葉家庭裁判所 市川出張所（後見係）	後見制度の申し立て窓口、他	鬼高 2-20-20	047-336-3003

市川市の担当課

名称	内容	所在地	電話番号
福祉部 地域包括支援課	市川市の高齢者の福祉施策等	八幡 1-1-1 市川市役所 第1庁舎	047-712-8545
福祉部 障がい者支援課	市川市の障がい者の福祉施策等	八幡 1-1-1 市川市役所 第1庁舎	047-712-8517

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター） … 高齢者の権利擁護に関する相談窓口

センター名	担当地区	所在地	電話番号
高齢者サポ-トセンター 国府台	国府台	国府台 5-25-4	047-373-6539
高齢者サポ-トセンター 国分	北国分、中国分、堀之内、稲越、 東国分、国分	東国分 1-27-18	047-318-5565
高齢者サポ-トセンター 曾谷	曾谷	曾谷 5-13-4	047-371-6161
高齢者サポ-トセンター 大柏	大町、大野町、南大野、柏井町、奉免町	大町 537	047-338- 6595
		南大野 2-3-19 大柏出張所内	047-303-9555
高齢者サポ-トセンター 宮久保・下貝塚	宮久保、下貝塚	下貝塚 3-31-2	047-373-0763
高齢者サポ-トセンター 市川第一	市川、市川南 3・4 丁目、真間 1 丁目	市川南 1-1-1-207-2 (物ズイスト 2階)	047-700-5139
高齢者サポ-トセンター 市川第二	市川南 1・2・5 丁目、新田、平田、 大洲、大和田、稲荷木、東大和田	大洲 1-18-1 (急病診療・ ふれあいセンター 2 階)	047-320-3105
高齢者サポ-トセンター 真間	真間 2~5 丁目	真間 2-3-11	047-322-8811
高齢者サポ-トセンター 菅野・須和田	菅野、須和田、東菅野	菅野 6-18-21 ママセントラルハウス 1 階	047-326-7737
高齢者サポ-トセンター 八幡	八幡、南八幡	南八幡 3-4-10 加藤ビル 1 階	047-376-3200
高齢者サポ-トセンター 市川東部	北方町、本北方、若宮、北方、 中山、鬼越、高石神、鬼高	鬼越 1-3-2	047-334-0070
高齢者サポ-トセンター 信篤・二俣	田尻、高谷、原木、二俣、上妙典、 二俣新町、高谷新町、東浜	高谷 1854	047-327-3366
高齢者サポ-トセンター 行徳	河原、妙典、下妙典、下新宿、本行徳、 本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、末広、塩 焼、宝、幸、加藤新田、高浜町、千鳥町	本行徳 5525-4 丸大行徳ビル 2 階	047-312-6070
高齢者サポ-トセンター 南行徳第一	押切、湊、湊新田、香取、欠真間、 相之川、広尾、新井、島尻、南行徳	新井 2-21-19 T T アベニュー 205	047-359-6660
高齢者サポ-トセンター 南行徳第二	行徳駅前、入船、日之出、新浜、福栄、 塩浜	日之出 17-9 アルテ 102	047-712-8022

えくる（基幹相談支援センター） … 障がい者の権利擁護に関する相談窓口

センター名	担当地区	所在地	電話番号
えくる 大洲ステーション	主に江戸川より北	大洲 1-18-1 (急病診療・ ふれあいセンター 3階)	047-702-5588
えくる 行徳ステーション	主に江戸川より南	末広 1-1-31 市川市行徳支所内	047-303-3074

法務局 … 登記されていないことの証明書

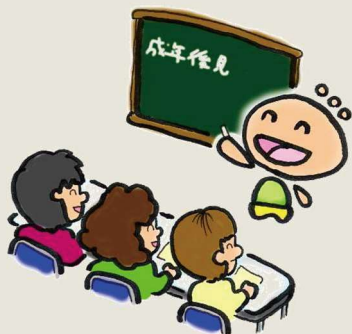
センター名	取得方法	所在地	電話番号
東京法務局 後見登録課	窓口もしくは郵送（全国）	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	03-5213-1360 (ダイヤルイン)
千葉地方法務局	窓口のみ（千葉県在住に限る）	千葉市中央区中央港 1-11-3	043-302-1311 (代表)

市川市後見支援センターでは、成年後見制度に関する相談に対応しています。

制度の概要や申立ての流れなど、お気軽にご相談ください。

また、毎年、成年後見制度に関する「市民向け」「関係者向け」研修会を開催している他、各種団体（自治（町）会、地区社協、高齢者クラブ、障がい児者施設、福祉関係者、てるぼサロンなど）のご要望に応じて、出前講座も実施しております。

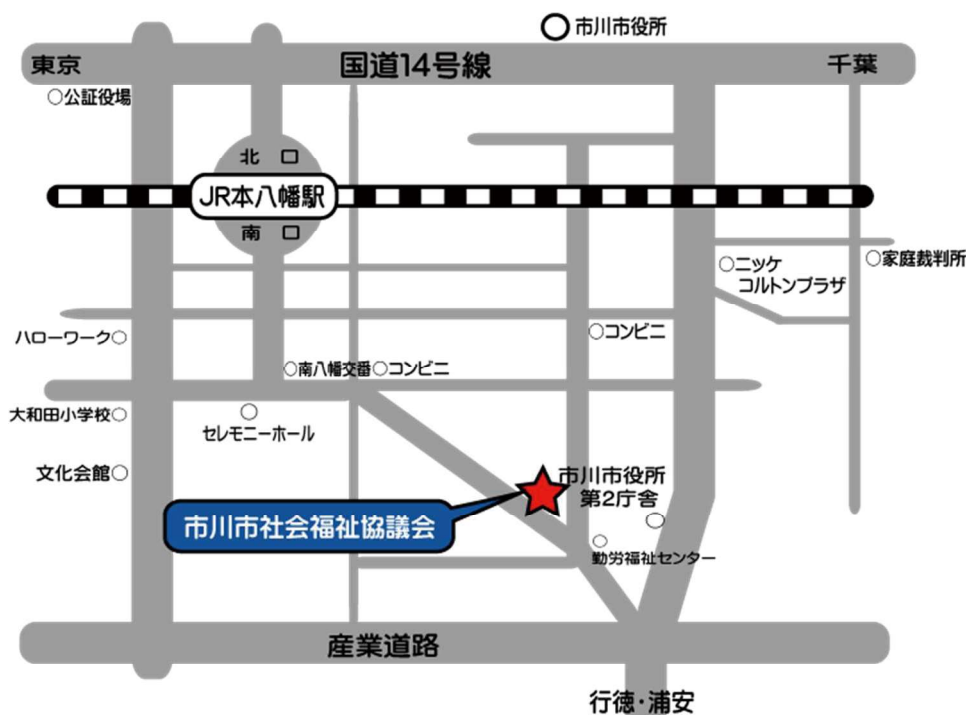
※成年後見制度を題材にした紙しばいも用意しております。



まずはお気軽にご相談ください



紙しばいの一例



市川市社会福祉協議会では、成年後見制度等に関する相談だけでなく、地域で安心して暮らしていくための様々な相談に応じています。お気軽にご相談ください。



社会福祉法人 市川市社会福祉協議会

市川市後見支援センター

住所 〒272-0026 市川市東大和田 1-2-10

電話 直通 047-711-1437 代表 047-320-4001